

地方税、地方交付税法等の一部を改正する法律案

[議事録 6/7]

・地方税の偏在是正

税収格差の是正に対する見解

平成24年社会保障と税の一体特委での総理答弁に対する見解

税源交換についての所見と今後の対応方針平成28年度地方交付税に対する見解

○吉川沙織君

次に、地方税の偏在是正という点から伺っていきたいと思います。

今回、地方税の偏在是正を図るため、法人住民税法人税割の一部を国税化して交付税原資とする措置が平成26年度改正で創設され、今回、これが拡大することとされています。

このような地方法人課税の偏在是正は、税制抜本改革法に基づいて行われているものと理解していますが、地方団体が住民生活に必要な行政サービスの提供を広く担っていることに鑑みると、税源の偏在性が小さく、



安定的な税体系、地方税体系を構築すべきであるとの考え方は十分に理解できます。

しかし、税源が偏在し税収格差が生じていることが問題視されるのは、一部の地方団体に税収が過度に集中することによって他の地方団体に必要な税収が集まらず、地方交付税による財政調整を行つてもなお標準的な水準の行政サー

ビスを提供することが困難であるという場合ではないでしょうか。

つまり、地方税と地方交付税によって標準的な水準の行政サービス等を担うための財源を確保できているのであれば、直ちに別に税収格差を是正しなくてもいいということも考えられなくはないですが、総務省、いかがでしょうか。

○政府参考人(青木信之君)

お答え申し上げます。地方分権、全体的に進めなければいけないわけあります。その中で財源の確保をするということの中で、地方税については、地方消費税の充実ということを考えていくわけですけれども、地

方消費税、偏在性が小さいとはいえ、やはり一定程度の偏在がありますので、そのまま充実すれば必ず財政力の格差が生まれるわけあります。

現在の足下の状況で見ますと、地方団体間でこの地方法人課税の偏在度というのはかなり大きいわけあります。したがって、税を充実していく場合におきましては、この偏在度が高いものをどうするか、併せて考えていかなければいけないだろうと思います。

そういう観点に立って、税・社会保障抜本改革法の考え方も踏まえて、平成 26 年度改正と今回の改正において法人住民税法人税割の交付税原資化を行うこととしたわけでございます。

のことによって、現在かなり地方全体としての財政が厳しいわけありますから、そういう状況でこれからの社会保障の財源を確保していくことを考えていきましたと、一定程度の税源をそれぞれの地方で確保することが大事だと思いますので、こうした形で偏在性の小さい税目を中心に充実させながら、全体として偏在性が小さく、税が確保できるような体系にしていくことが必要なのではないかというふうに考えております。

○吉川沙織君

今、局長の答弁の中でも、全体として偏在が少なければそれでいいという御趣旨ございましたが、私、平成 24 年 8 月 10 日、社会保障と税の一体改革に関する特別委員会の締めくくり質疑において、同じようなことを実は当時の総理に質問しました。「地方税体系というのは、様々な特徴を持つ税目が組み合わさることによって構築されています。ですから、地方税全体として偏在度が少ないのであれば、その内訳として、相対的に偏在はしますが、伸長性に富んでいるという、そういう税目があつても差し支えないのではないかでしょうか。」と質問しました。



これに対して当時の総理からは、「地方法人課税のみならず、地方税全般、税制全般について税源の偏在が小さくなる努力をしてまいりたいと思います。」との答弁で、私の質問に対して真正面からの答弁ではなかったんですが、改めて、これに関係する総務省の見解を伺います。

○政府参考人(青木信之君)

お答え申し上げます。税源を確保する中で伸長性というのも重要だという御指摘をいただきました。その意味では、地方法人課税は、収税の伸長性があること、それから課税団体、地方団体にとっては企業を誘致すれば税源涵養のインセンティブになると、そういうことも大事である、そうしたことにも配慮しなければいけ

ないと思います。

とは思いますが、今現在の財政状況ということでございます。国、地方を通じて相当に厳しい状況があつて、少子高齢化が進む中で何とか財源を確保していかなければいけない、何とかそれぞれの地方団体で税で一定程度確保するということが多分今求められていることだとするとなれば、やはり偏在性の小さい税体系の構築ということを多少優先しながら考えていくべきなのではないかというふうに考えているところでございます。

○吉川沙織君

住民は自由に移動して、企業は自由に立地をします。移動の自由が確保されている以上、税源の偏在は、どんなにそれを小さくしようと腐心したとしてもおのずと限界があつて、かえって税制がゆがむ結果となりはないかと懸念する、こういう側面もあります。ですので、今回地方法人課税の偏在是正を行つたとしても、今後また偏在が大きくなるということも十分に想定されます。

それで、これも 4 年前の税制抜本改革法の際に質問しましたが、地方法人課税を見直すのであれば、消費税の地方交付税分を地方消費税へ、必要枠の地方法人課税を国の法人税の地方交付税へそれぞれ移管する税源交換を検討するべきではないかと質問しました。この点、3 月 17 日の当委員会で質問が出ましたところ、大臣からは、要するに本改正案で行おうとしている地方法人特別税・譲与税制度の廃止と法人住民税法人税割の一部交付税原資化が税源交換と方向を同じくするものである旨の答弁がありました。

大臣のこの答弁からは、結局のところ、税源交換を本気で目指していくのかということがちょっと読み取れず、少なくとも地方税財源の充実強化を図つていこうという気迫、気概が余り、済みません、感じられませんでした。改めて、この税源交換に対する大臣の御所見を伺います。

○国務大臣(高市早苗君)

地方税制におきましては、この地方法人課税等と比較して偏在性が小さく税収が安定的な地方消費税の比



率を高めていくということは重要でございます。税源交換もその一つの方法でございますし、全国知事会や地方財政審議会からも提案をされています。

もう御承知のとおり、民主党政権で制定をしていただいた税制改革抜本法において、地方消費税の引上げ分の全額を社会保障財源化することとともに、社会保障の役割に応じて国、地方間で配分し、併せて地方法人課税の在り方を見直すことによって税源の偏在性を是正する方策を講ずることとされました。

そこで、26 年度の税制改正と今回の改正におきましては、地方法人特別税・譲与税制度を廃止して、地方消費税率の引上げと併せて法人住民税法人税割の一部を交付税原資化するということに一本化したわけです。

この方法は、現状においては現実的、合理的と考えられます。方向性を同じくすると私が申し上げましたのは、地方税における地方消費税の比率を高めるものであるということです。消費税が社会保障財源化されている中で税源交換を行うということについては、今後も幅広く検討されるべき課題です。難しい課題があることも御承知いただいていると思います。仮に消費税の交付税原資分を地方消費税化しちゃった場合には、社会保障について地方が大きな責任を担う必要があり、結果的に社会保障について大きな地域間格差を生じさせることになりかねないといった課題もあります。

ですから、やはり今後も幅広く、この税源の偏在性が小さくて税収が安定的な地方税体系の構築に向けては検討を重ねていかなきゃいけないと思います。

○吉川沙織君

今回の改正によって偏在の是正に向かうということはいいんですけども、やっぱり交付税原資交換論を基本に検討するのが地方税財政制度に最も適合する制度だと思っていますので、幅広く検討する中では是非前に進めていってほしいと思います。

続きの議事録(7/7)は、こちらです。